

卸事業者による福岡県産農林水産物取引拡大業務企画提案公募実施要領

福岡県では、首都圏における「福岡の食」の魅力発信及び販路拡大を強化するため、以下の取り組みを実施することとし、その受託者を選定するための企画提案公募を以下に基づき実施するもの。

1 事業の目的

県産食材を取り扱い可能な卸事業者と連携し、福岡県産農林水産物及びその加工品（以下、県産食材という。）を販売・配送する仕組みを構築するとともに、取引先である首都圏の外食事業者等に対して県産食材の取引拡大にむけた働きかけを行うことにより、効率的な県産食材の販路拡大を図る。

2 事業の内容等

別途提示する業務委託仕様書のとおり

3 事業実施期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

4 委託費

15,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）が規定する入札に参加できない者に該当しないこと。
- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（令和5年3月22日4総事第23365号）に基づく指名停止期間中でない者。
- (3) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

6 企画提案公募スケジュール（予定を含む）

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) 企画提案公募開始 | 令和5年5月22日（月） |
| (2) 事業説明会 | 実施しない |
| (3) 企画提案公募に関する質問受付期限 | 令和5年6月1日（木）12時 |
| (4) 企画提案公募に関する質問への回答 | 令和5年6月6日（火）予定 |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和5年6月13日（火）17時 |
| (6) 一次審査の可否通知 | 令和5年6月15日（木）予定 |
| (7) 最終審査 | 令和5年6月21日（水）予定 |
| (8) 受託予定者の決定通知 | 令和5年6月23日（金）予定 |
| (9) 委託契約締結 | 令和5年7月中旬 予定 |

7 応募手続

- (1) 企画提案公募に関する質問受付
 - ア 受付期間 令和5年5月22日（月）～令和5年6月1日（木）12時まで（必着）
 - イ 提出方法
 - (ア) 「質問書」（様式第3号）を用いて、電子メールにより提出すること。
 - (イ) 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

fukushoku@pref.fukuoka.lg.jp（福岡県農林水産部福岡の食販売促進課）

(ウ) 電話や口頭による質問、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、令和5年6月6日（火）を目処に県ホームページで公開する。ただし、質問または回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

(2) 企画提案書の提出

ア 企画提案書類の様式及び提出部数

- | | |
|---|-----|
| (ア) 企画提案応募書（様式第1号） | 1部 |
| (イ) 企画提案書（任意様式。A4版横置き、片面印刷、クリップ留め）
・企画提案書は別紙「企画提案書の構成」により作成すること。
・参考資料含め30ページ以内とすること。 | 10部 |
| (ウ) 経費見積書（任意様式）
・仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、積算内容が分かるように記載すること。 | 10部 |
| (エ) 業務行程表（作業スケジュール）（任意様式） | 10部 |
| (オ) 会社概要と過去2期分の決算書又は事業報告書（任意様式）
・従業員人数の記載があるもの。
・収支状況が分かるもの。 | 1部 |
| (カ) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び定款の写し
・個人事業主は個人事業の開廃業届出書の控え写し（税務署の受付印が押印されているもの）、その他法人及び団体は定款その他の規約の写し又はこれらの事項を証明するもの。 | 1部 |
| (キ) 役員名簿（様式第2号） | 1部 |

イ 提出期限 令和5年6月13日（火）17時必着

ウ 提出方法 上記ア（ア）～（キ）全て、郵送または持参 ※電子ファイルでの提出は不可

エ 提出先 福岡県農林水産部福岡の食販売促進課

（〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁5階）

(3) 応募の無効

本要領に示した公募参加の資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

(4) その他

ア 提出された企画提案書等は委託事業者の選定のみを使用する。

イ 選定された提案者の企画提案書に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に規定する権利を含む）は、福岡県農林水産部福岡の食販売促進課に帰属するものとする。

ウ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

エ 選定された企画提案書は、情報公開請求を受けた場合、県情報公開条例に基づき、原則として開示する。

オ 企画提案書の作成に要した費用、その他公募参加に要した経費は、参加者の負担とする。

カ 提出された企画提案書等は、採用の有無に関わらず返却しないものとする。

8 事業者の選定

(1) 選定方法

一次審査(書面審査)を通過した企画提案書について、外部委員を含む選定委員による最終審査(プレゼンテーション審査)を行い、最も優秀な提案を行った事業者を選定する。

ア 一次審査(書面審査)

(ア) 実施日 令和5年6月14日(水) 予定

(イ) 実施方法 事業者から提出された企画提案書類をもとに書面審査を行う。

(ウ) 審査結果の通知方法

審査結果については、後日、企画提案者全てに文書で通知する。

なお審査・審査結果に関する質問には応じない。

イ 最終審査(プレゼンテーション審査)

(ア) 実施日 令和5年6月21日(水) 予定

(イ) 実施方法 一次審査を通過した企画提案書を基にプレゼンテーション審査を行う。

※審査当日は、提案公募時と同じ資料を用いてプレゼンテーションを行うこと。

※その他詳細については一次審査通過者に改めて連絡するものとする

(ウ) 審査結果の通知方法

選定結果については、後日、企画提案者全てに文書で通知する。

なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。

(エ) 選定結果の公表方法・内容

最終審査を通過した事業者は、事業者名のみ県ホームページに公表することとし、審査内容は公表しないものとする。

(2) 主な審査項目

ア 企画が具体的であるか。

イ 実現性の高い実施内容となっているか。

ウ 円滑な提案事業の実施に必要なノウハウがあるか。

エ 提案内容が十分な成果が得られるものとなっているか。

※審査については非公開とする。

9 契約について

選定された事業者(以下「受託者」という。)と委託契約を締結する。

(1) 契約にあたっては、選考された提案をもとに細部について県と打合せを行うものとする。その際、提出された企画提案書の内容等について一部変更する場合がある。

なお、契約締結に係る諸費用(印紙代等)は、受託者の負担とする。

(2) 契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として福岡県に納めることとする。なお、この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、契約期間満了時に全額返還するものとする。

また、福岡県を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結した場合や、過去2年間に県もしくは他の地方公共団体と同種類及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これをすべて誠実に履行した場合など、契約保証金が減免される場合がある。

(3) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費(人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、賃借料、謝金、保険料等)を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする。

ただし、受託者による会合や飲食など委託業務とは直接関係のないものに要する経費、備品

の購入など受託者の財産取得となる経費は対象外とする。

(4) 福岡県暴力団排除条例の施行に伴い、契約にあたっては「誓約書」の提出を求めることとする。

また、契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明した時は、直ちに当該契約を解除するとともに違約金を徴収する。

10 事業報告

委託期間満了後は、速やかに業務報告書を提出すること。なお、事業実施に要した経費については、貸金台帳、金銭出納簿など収支を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておくとともに、事業終了後5年間保管すること。

11 問い合わせ先

福岡県農林水産部 福岡の食販売促進課 販売促進第二係

担当者名：森、今園

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7

TEL：092-643-3514 FAX：092-643-3531

別紙

企画提案書の構成

企画提案書は、次の第1から第3までの項目を必ず含むものとする。

第1 表紙

「委託業務名」、「事業者名」、「住所」、「代表者名」、「正・副担当者名（所属、職）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）」

第2 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

第3 本文

1 県産食材の販売・配送体制の構築

- ・ 連携する卸事業者候補者の会社概要、首都圏での営業所や物流拠点の所在地、有する許可・免許について記載すること。また、各卸事業者が本委託事業の実施事業者として適切である理由及び参画する確度を記載すること。
- ・ 取扱いが想定される県産食材の品目について、卸事業者ごとに、既に取り扱いのある品目、新規に取り扱う予定の品目を記載すること。
- ・ 県産食材の販売・配送体制について、畜産物、水産物、青果物、八女茶、加工品でそれぞれ記載すること。

2 取引先事業者への県産食材の取引拡大に向けた働きかけ

ア 商品カタログ等の販促資材の作成・配布

- ・ 商品カタログ及び商品チラシの内容について記載すること
- ・ 想定される働きかけ先について記載すること

イ 県産食材のサンプル提供

- ・ 想定される働きかけ先について記載すること

ウ 県産食材の継続した取扱いに向けた支援の実施

- ・ 想定される働きかけ先について記載すること
- ・ 継続した県産食材の採用に向けた支援内容について記載すること

エ 県産食材のPR企画の開催

- ・ PR企画の概要（開催時期、会場、使用予定の県産食材、参加予定事業者、想定される講師等）について記載すること

3 包括的事項

- (1) 本業務における提案者の強み、独自の創意工夫ポイント
- (2) 本業務を実施するに当たっての体制
 - ・ 本業務を適切に遂行できる実施体制の詳細を記載すること

4 その他

これまでに受託した類似事業の実績があれば具体的に記載すること